

- 2) また、セシウムを初め、他の核種の影響が無くなるまでの長期にわたる管理をどうするのかお答えください。
- 3) この先長い間にわたり、処分場から放射性物質が漏れ、水や土壌が汚染されるなど被害があった場合の保障について考慮していますか。お答えください。

質問 9 焼却試験について質問します。

先日、大仙市が焼却試験を行いました。公開の仕方について以下のような問題がありました。

1) 焼却灰の放射能検査が済んでいない段階で、集灰作業をした方たちが、灰の舞う中普通の装備で袋入れ作業をしていました。これは、作業員の方々の安全面を考えると配慮に欠けるのではないかと非常に不安を覚えました。このことについて、どのようにお考えですか。

2) また、同じく検査が終了していない段階で、何も覆っていない箱に入れた灰を見学者に公開しました。見学者の中には、手で触って見た人もいました。

安全確認のため焼却試験をしようと言っていますが、放射性物質が含まれていると思われる瓦礫の焼却試験です。この試験は、なんらかのリスクを想定しての試験です。

このような公開のありかたについて、どうお考えですか。お答えください。

3) 知事は、大仙市における焼却試験で「安全性が科学的に証明された。」という趣旨の発言をされていますが、それは「不検出」であるから「安全」(心配ない)であることが証明されたということなのですか。知事は何を根拠にして、「科学的に証明された」と述べられたのですか。この焼却試験の「検出限界値」はいくらでしたか。そしてバグフィルターはどんなものが使われたのか、どんな機器を使い、どのように計測したのか等焼却試験結果のデータと共に、詳しく県民に公表してください。

4) 知事が、この「安全宣言」をしたことで、県民は、この先長い間にわたって「住民に健康被害は出ない」、特に「子ども達に放射能による影響はない」と信じていくこととなりますが、本当に健康被害が起こらないと保障できますか。お答えください。

質問 10 焼却と埋め立てによる廃棄物処理を大々的に行っている先進国は、日本だけであると言われていています。この処理方法では、危険物質を「煙突から大気へ」、「埋立て場から地下水・河川へ」と拡散させる危険性を伴っています。

今後、気の遠くなるような長い期間にわたって、放射性物質の危険性に対応していかなければなりません。

瓦礫問題を契機として、焼却や埋め立てに頼らない新たな廃棄物処理方法を検討する準備はありますか。あるとしたら、その具体策を明示してください。

質問 11 瓦礫の受け入れ及び焼却・埋立てに関して、県民などから県に対して、疑問あるいは抗議などがどれだけ寄せられていますか。その内容と件数をお知らせください。

以上